

令和2年4月22日
岐阜県住宅供給公社

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による 生活に困っている方への支援（公社賃貸住宅等）について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、休業又は失業等により一時的に家賃等の支払いが困難となった公社賃貸住宅等にご入居中のお客様、及び新規入居を希望するお客様について、家賃等に関し下記の支援を行います。

【既入居者への支援】

1. 適用対象となる世帯等

次のいずれかに該当する書類を提出できる方

ただし、原則として名義人が令和2年4月1日時点で年金を受給している世帯及び家賃等を滞納されている世帯を除きます。

- ① 令和2年3月以降に発行された離職票または退職・廃業したことを証する書面（写）、休職・休業証明書（いずれも申込み時点で休職・休業しているもの）
- ② 店舗については、令和2年3月以降の売上げの比較ができるもの等

2. 適用対象

公社賃貸住宅及び店舗の家賃・共益費・駐車場使用料・物置使用料

3. 支援の内容

- 令和2年5月分以降の賃料等（最大3ヶ月相当分）の支払いを令和2年12月末日まで猶予いたします。

本猶予措置は支払い期日の延長であり、免除ではありませんのでご注意ください。

【新規入居者への支援】

- サニーハイツ花みずきへの新規入居を希望する方へ2ヶ月のフリーレント（家賃無料）を実施いたします。（共益費等は除く）

ただし、6ヶ月間以上の入居を条件とします。

なお、申込期限は令和2年5月末日まで。

【支援の受付開始日】

令和2年4月27日（月）より受付を開始します。

この支援をご希望されるお客様は、下記までお問合せ下さい。

岐阜県住宅供給公社 業務課業務室 TEL 0584-81-8502